

うに縛るもの。今回の自
民党の改憲案は国民を憲
法で縛る。公共の利益に
個人の自由と平和・民主
主義等が下位に置かれる
ような改憲案を許すこと
は出来ないし、そのよう
な形になった場合、戦後、
築き上げてきた労働者の
労働三権そのものの否定
につながることになる危
機感を持たなければなら
ない。

昨年二月の職員強制ア
ンケート調査が三月にめつ
たに出ない実効確保措置
の勧告が大阪府の労働委
員会より出された。今年
の三月二五日には橋下市
長の職員アンケート調査
そのものが法律違反であ

るということが明確に準
司法機関である大阪府労
働委員会から断罪された。
市のトップである橋下市
長は午前との会見で謝罪し
たが午後には前言を撤回
し争うという朝令暮改を
地で行くようなみつもも
ない醜態をさらした。今
日のスローガンにあるよ
うにこの間の強権的な労
働者支配・権力支配をや
め労働者・労働組合に謝
罪すべきである。

南労会闘争二十二年、
長い闘いであった。集団
的な労使関係が日本全体
の中で大きく後退してき
た。日本の労働運動の後
退の中で判決が後退して
きた。南労会闘争は労働



委員会では百戦百勝。し
かし裁判段階で負ける。
十二名の解雇者の問題等
含めて、如何ともし難い
判決が我々の前に横たわっ
ていたが、これを突破し
て我々自身が、港合同そ
して全国に支援を呼びか
けながら闘いぬき、被解
雇者の「職と食」を確保
しながら『NPOみなど』

として立ち上げ、そして
残った組合員が職場で旗
を守る事が出来た。こ
の事を報告しておきた
いと思う。

松浦前理事長は争議突
入以来労働者医療機関と
は何たるかを忘れ労働者・
労働組合に対する攻撃に
終始してきた。二〇一〇
年の八月に経営陣の内部
で紛争が起こり松浦は追
放された。松浦前理事長
の公私混同・モラルの低
下、このことが徹底的に
明らかにされなければな
らない。又、松浦前理事
長の傲慢無礼な態度と居
直りを許してはならない
し、運動の原則を忘れた
時に惨めで無様な形にな